

議事録及び資料の取扱い基準（案）

平成24年 7月31日科学委員会確認
平成25年〇月〇日 改正

機密情報と個人情報の保護を確保しつつ、科学委員会の運営の透明性を確保するため、科学委員会設置規程第11条の規定に基づき、「議事録及び資料の取扱い基準」を下記のとおり定める。

記

- ① 原則として議事録及び資料は公表する。ただし、以下の場合には、例外的に非公表の扱いとする。
- ② 次のいずれかの要件に該当する議事については、議事録の当該議事に係る部分を全て非公表（マスキング）とし、当該議事に関する資料（例：相談資料、申請資料、名簿、研究業績等）も非公表とする。

<機密情報・個人情報の非公表要件>

1. 機密情報

1-1 企業秘密

医薬品・医療機器等の開発にかかる治験相談、申請資料にかかる議事であって、製品の製造方法、添加剤、ノウハウ等企業秘密が含まれる議事

1-2 研究等情報

科学委員会、専門部会及びWGでの意見交換や議論のために用いられる又は発言される未公表の研究内容やデータ等が含まれる議事

2. 個人情報

科学委員会、専門部会及びWG等の委員の人選にかかる議事であって、個人情報が含まれる議事

- ③ 委員長は、上記②の要件への該当性について、原則として議事に入る前に検討する。ただし、議事に入る前に検討することができなかった場合は、委員長及び副委員長は、審査等改革本部と協議の上、該当性について判断する。なお、既に公表された議事録及び資料の該当性は判断しない。
- ④ 専門部会については、本取扱い基準を準用することとする。

以上